

船橋駅前総合窓口センター連絡協議会要綱

(設置)

第1条 船橋駅前総合窓口センター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、センター内に船橋駅前総合窓口センター連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) センターに係る総合的な運営の検討及び推進に関すること。
- (2) センターに係る課題の処理方法に関すること。
- (3) その他センターに係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡協議会は、別表に定める部及び課相当の長があらかじめ指定する者をもって組織する。

- 2 連絡協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長はセンターの所長を、副会長はセンターの主幹、所長補佐または副主幹をもって充てる。
- 4 連絡協議会は、会長が必要に応じ召集し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 連絡協議会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第4条 連絡協議会の庶務は、センターにおいて処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

この要綱は、平成18年11月16日から施行する。

この要綱は、平成20年5月7日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

総務部	総務法制課 職員課 人事課
税務部	税務課 市民税課
市民生活部	戸籍住民課 船橋駅前総合窓口センター
福祉サービス部	障害福祉課
高齢者福祉部	高齢者福祉課 介護保険課
健康部	地域保健課 国保年金課
こども家庭部	子育て給付課
都市整備部	都市整備課